

8. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 複数の福祉用具を貸与する際の価格の運用方法について

複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを平成27年4月から可能とすることとしたところである。本取り扱いは、複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、利用者に対する福祉用具貸与が適切な利用料によってなされることを目的とするものである。

本取り扱いに関する詳細は通知にてお知らせするので、管下の指定福祉用具貸与事業者及び居宅介護支援事業者等に周知いただきたい。また、各指定権者におかれては、指定福祉用具貸与事業者より新たな利用料（料金表等）が提出された場合、指定事業者に関する要領等の規定に則りご対応をお願いしたい。

② 福祉用具貸与の価格情報の公表について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、平成21年8月国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知において福祉用具貸与価格に関する項目を表示することを可能としたところであり、663保険者（平成24年度）において取り組んでいただいている。

また、公益財団法人テクノエイド協会がホームページで提供しているTAIS（※）では、福祉用具貸与の利用料に関して、全国的な平均価格と最頻価格を掲載している。これは介護給付費通知と併せた給付の適正化の取り組みとして、利用者の家族や介護支援専門員等、国民に広く福祉用具貸与の利用料の実態について情報提供することを目的としている。

各都道府県におかれては、これらシステムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

※TAIS：「Technical Aids Information System」の略

福祉用具情報システム(TAIS)は、国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具」に関する情報を収集し、当該協会のホームページを通じて、情報発信するシステム

TAISホームページ：<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>

(2) 福祉用具専門相談員の範囲について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第397号)により、平成27年4月より福祉用具専門相談員の要件から養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとしており、「福祉用具専門相談員について」の一部改正について(平成26年12月12日老振発第1212第1号厚生労働省老健局振興課長通知)により通知しているところである。

なお、施行(平成27年4月1日)の際、現に養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)である者については、平成28年3月31日までの間においては従前の例によることとしているので、福祉用具貸与(販売)事業者の指定権者におかれては、福祉用具貸与(販売)事業者にその旨周知徹底を図られるようお願いしたい。

(3) 福祉用具等の保険給付の対象について

福祉用具や住宅改修の新たな種目等の見直し等については、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会等において議論を行った結果、以下の内容について平成27年4月1日から新たに保険給付の対象とするので、ご留意いただきたい。なお、本取り扱いに関する詳細は通知にてお知らせするので、福祉用具貸与事業者等へ周知いただきたい。

① 保険給付の対象となる福祉用具等の追加

サービスの種類	追加する内容
福祉用具貸与	「車いす」に「介助用電動車いす」を加える
特定福祉用具販売	「腰掛便座」に「水洗ポータブルトイレ」を加える
住宅改修	「洋式便器等への便器の取り替え」に「便器の位置・向きの変更」を加える

② 複合的機能を有する福祉用具について

給付の対象とならない複合的機能を有する福祉用具はこれまで給付対象外としてきたところであるが、通信機能を有する認知症老人徘徊感知機器について、給付対象となる福祉用具と給付対象外の通信機能部分が分離できる場合に限り、通信費用は自己負担として当該認知症老人徘徊感知機器を給付の対象とする。ただし、認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められない。

また、認知症老人徘徊関知機器は、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報することで、その後の対応を支援するものである。従って、民間事業者等へ通報し、それに応じたサービスを提供するシステムに利用される複合機能については対象としていないところである。

(4) 福祉用具の安全性及び利便性の確保について

福祉用具の安全性・利便性を確保する取組として、平成 21 年度から、福祉用具臨床的評価事業を創設し、利用者が使用する場面（臨床）での客観的指標に基づく安全性・操作性に関する評価を行っているところである。

認証された福祉用具の情報は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されているので参考とされたい。

(参考) 福祉用具臨床的評価事業 (テクノエイド協会ホームページ)

<http://www.techno-aids.or.jp/gap/index.php>

また、これまでの取り組みに加えて、介護現場において福祉用具の安全な利用・導入を推進するために、ヒヤリハットの事例分析、結果の公表を行う予定であるのでご活用いただきたい。

さらに、消費者庁において公表された福祉用具に関する重大事故については、これまでも各都道府県、市町村等に対して情報提供をしているところである。今後も引き続き当該情報について関係施設等に対して周知いただき、福祉用具の安全な利用の推進にご配慮いただくようお願いする。

(5) 介護ロボットの実用化・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズがますます増大する中で、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から、また、新たな成長産業としても期待されている。「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)では、介護ロボットの急速な普及拡大を図る「ロボット介護機器開発 5 ヵ年計画」を掲げ、それに先立ち平成 24 年 11 月には今後重点的に開発等の支援を行う分野を経済産業省と連携して定めたところである。(別紙資料 8-1) これらを受けて、経済産業省においては、平成 25 年度からロボット介護機器開発・導入促進事業として、機器開発を行っている企業に対して支援を行っており、厚生労働省では福祉用具・介護ロボット実用化支援事業により高齢者や介護現場の具体的なニーズに応える介護ロボットの実用化のための環境整備を図っている。(別紙資料 8-2)

また、「日本再興戦略」改定 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) で掲げた「ロボット革命実現会議」では「ロボット新戦略」(平成 27 年 1 月 23 日)(※)を策定

し、介護分野において介護ロボットを活用した2020年に目指すべき姿や、その目標達成に向けた施策等をまとめている。そのうち、主な施策については以下のとおりである。

※ロボット新戦略：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/robot/>

① 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（別紙資料8-2）

本事業では、介護ロボットの開発や活用方法等に関する相談窓口を設置し、介護現場や開発企業等からの疑問や質問に対し、相談対応を行っている。機器導入を予定している施設や機器開発中の企業に対して、適宜活用いただくよう周知をお願いしたい。また、より実用性の高い介護ロボットが開発されることを目的に、開発の早い段階からニーズとシーズのマッチングを図る場として、重点分野の介護ロボットを中心に介護現場において試作機器を用いたモニター調査を実施しており、より質の高いモニター調査を行えるよう、当調査にご協力いただける施設等を募集しているので管下の介護施設等に対する周知をお願いしたい。

（参考）福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（テクノエイド協会HP）

<http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml>

② 介護ロボット導入支援事業（別紙資料8-3）

新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効である。一方、これらの介護ロボットは市場化されて間もない状況にあるものが多く、価格も高額である。このため、その普及促進策として、地域医療介護総合確保基金のメニューに本事業を設け、介護ロボットの導入を支援することにより介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般の介護事業所による取り組みの参考となるよう先駆的な取り組みについて支援を行うこととしている。

本事業の対象となる介護ロボットは、介護施設等での移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援、入浴支援において利用することで効率化や負担軽減などの効果があるものとし、導入のための補助額は1機器につき10万円を予定している。その際、介護施設等においては、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の策定や導入効果の報告等を要件とする予定である。

本事業の積極的な活用により、介護従事者の負担軽減に資する取り組みを推進していただくようお願いしたい。

③ 保険給付の対象となる福祉用具の検討について

福祉用具貸与等の保険給付の対象を見直す場合には、これまで3年に1度、保険者や製造事業者等からの意見・要望を受け付け、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において議論を行ってきたところである。

近年、新たな技術を活用した介護ロボットなどの福祉用具が多く開発されていることを踏まえ、開発企業の機器開発の状況等に適宜対応できるよう、介護保険の給付対象に関する要望の受付や、新たな種目の追加を検討する「介護保険福祉用具評価検討会」等を必要に応じて随時行うこととする。詳細については追って通知する予定であるのでご承知いただきたい。

(6) 住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、住宅改修を行う事業者の技術・施行水準のバラツキなどが指摘されてきたところである。平成26年度の老人保健健康増進事業「介護保険における住宅改修研修のあり方に関する調査研究」における成果として、住宅改修の質の向上のための住宅改修研修テキストを公表することとしているので、各保険者におかれては、受領委任払い制度の事業者登録の際に、本テキストを用いて研修を行うなどの取り組みにご活用いただきたい。

介護ロボットの開発支援



民間企業・研究機関等

○日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた機器の開発支援

【経産省中心】

介護現場

○開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証(モニター調査・評価)、導入に必要な環境整備

【厚労省中心】

開発現場と介護現場との意見交換の場の提供等(※)

※相談窓口の設置、実証の場の整備(実証試験協力施設の把握)、普及啓発、意見交換の場の提供等

開発等の重点分野

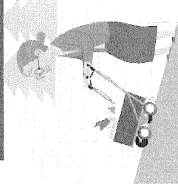
※経済産業省と厚生労働省において、重点的に開発支援する分野を特定(平成25年度から開発支援)※重点線枠は平成26年2月に新たに追加した項目。平成26年度より開発支援の対象。※開発支援するロボットは、要介護者の自立支援促進と介護従事者の負担軽減に資することが前提。

移乗介助(装着、非装着)



- ・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

移動支援(屋外、屋内)



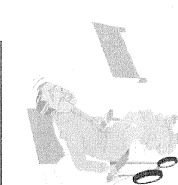
- ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

排泄支援



- ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内の姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

排洩物の処理



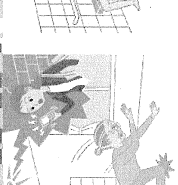
- ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置調節可能なトイレ

認知症の方の見守り(施設、在宅)



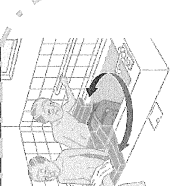
- ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いたプラットフォーム

入浴支援



- ・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム



- ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

別紙資料8-2

事業内容

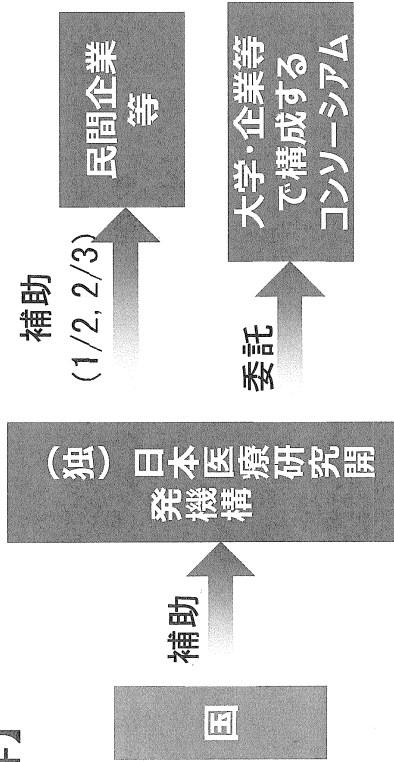
ロボット介護機器・開発促進事業
(平成27年度政府予算案 25.5億円)



【事業の概要・目的】

- 高齢者の自立支援、介護実施者の負担軽減に資するロボット介護機器の開発・導入を促進。
- 介護現場等のニーズを踏まえ、厚生労働省と連携して「ロボット技術の介護利用における重点分野」を特定し、その分野のロボット介護機器を開発する企業等に對し補助を行うとともに、介護現場への導入に必要な基準作成等の環境整備を行う。

【条件】



【事業イメージ】

- 1 重点分野のロボット介護機器の開発
重点分野に對したロボット介護機器の研究開発を支援。
- 2 介護現場への導入に必要な環境整備
安全・性能・倫理の基準を作成し、効果の高いロボット介護機器を評価・選抜し、介護現場での実証試験実施や導入を促進

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
(平成27年度政府予算案 0.8億円)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【取組内容】

相談窓口の設置

- 介護ロボットの活用や開発等に関する相談窓口を開設
- 電話・ホームページによる相談

モニター調査の実施

- 開発の早い段階から試作機器等について、協力できる施設・事業所等を中心にモニター調査を行う。
- 介護職員等との意見交換、○専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査

実証の場の整備

- 実証に協力できる施設・事業所等をリストアップし、開発の狀態に應じて開発側へつなぐ。
- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修

普及・啓発

- 国民の誰もが介護ロボットについて必要な知識が得られるよう普及・啓発を推進していく。
- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験・研修 等

その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催 等

別紙資料8-3

介護ロボットの導入支援事業について

- 現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金にメニューを設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取り組みについて支援を行う。

対象概要

・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

対象範囲

・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
➢達成すべき目標 ➢導入すべき機種 ➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すこと
➢で他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
・日常生活支援における移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象(※)。
※対象となる機器の範囲については今後具体的に提示

補助額等

・1機器につき10万円の補助(具体的な補助の要件は今後検討)

事業の流れ

